

中小企業知恵の経営ステップアップ事業

経営改善型

ご案内

～経営改善などに繋がる取組（事業）を支援します～

京都府と京都商工会議所では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施しております。

中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和元年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

令和元年6月20日（木）から令和元年7月22日（月）まで

【申請書の提出先】

中小企業応援隊員である京都商工会議所の経営支援員を経由して京都商工会議所へ提出

【申請要件】

中小企業応援隊員である京都商工会議所の経営支援員の支援を受けている中小企業等

【問合せ先】

京都商工会議所中小企業支援部の各ビジネスサポートデスク＜連絡先は最終頁参照＞

京都商工会議所

【補助対象者】

京都市内に主たる事業所等を有する下記の中小企業等が対象です。

ただし、H30年度に中小企業知恵の経営ステップアップ事業を実施した企業は対象外。>

[中小企業等の範囲]

| 業 種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
|------------|-------------|--------------|
| 製造業・その他の業種 | 300人以下 | 3億円以下 |
| 卸 売 業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| 小 売 業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サ ー ビ ス 業 | 100人以下 | 5,000万円以下 |

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

【補助対象取組(事業)】

中小企業等が実施する経営改善に繋がる工夫を凝らした取組（事業）。

【対象外】

- ・当取組（事業）の交付決定前に終了した取組（事業）。
- ・同一取組（事業）について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合。

【補助内容】

| | 小規模企業 | 中小企業（小規模企業を除く） |
|---------|----------|----------------|
| 補 助 上 限 | 200,000円 | 300,000円 |
| 補 助 率 | 3分の2 | 2分の1 |

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

※小規模企業の範囲

| 業 種 | 常時使用する従業員の数 |
|------------|-------------|
| 製造業・その他の業種 | 20人以下 |
| 商 業・サービス業 | 5人以下 |

【実施期間等】

| 項目 | 開始 | 終了 |
|-------------|-------------|------------|
| 受 付 期 間 | 令和元年6月20日 | 令和元年 7月22日 |
| 事 業 実 施 期 間 | 令和元年6月20日 | 令和元年10月31日 |
| 実績報告書提出期間 | 事業終了から14日以内 | |

※取組(事業)に係る全ての経費は、事業実施期間内に支払いを完了してください。

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、申請取組（事業）の実施に必要な経費（消費税抜き）で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものです。

◆補助対象経費の具体例

- ・展示会出展費用、ブース造作料
 - ・新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・集客増加を目指す事務所等の修繕経費・設備等の購入経費 など
- *その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

【注意事項】

- 交付決定の日（8月上旬頃予定）以前に着手した取組(事業)については「事前着手届」の提出が必要です。
- 「事前着手届」提出の取組(事業)であっても、交付決定日以降の請求・支払が対象となります。

【補助対象外経費等】

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

【申請手続き】

交付申請書等の書類は、期日まで(午後5時必着)に、支援を受けている担当の経営支援員を通して申請書提出先へ提出してください。（郵送不可）

- (1) 書類は、下記の原本（押印したもの）1部を提出してください。
 - ①交付申請書
 - ②事前着手届（※交付決定前に事業を開始される場合は提出してください。）
 - ③その他添付書類（※担当の経営支援員からの要請に従って見積書等を提出してください。）
- (2) 交付申請書等は、支援を受けている経営支援員にお申し出ください。

【選考(評価)基準】

取組（事業）については、下記の事項を評価の基準とします。

- (1) 経営改善に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。
- (2) 経営改善の見通し（売上向上、販路開拓、効率化等）があること。
- (3) 具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

【留意事項】

- 審査における加点項目について
本事業では中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定事業者及び承認申請事業者に加点致します。該当する場合は、「経営力向上計画」の認定書または申請書の写しを、交付申請書に添付して提出ください。

【選考結果の通知】

補助金交付の採否は、募集期間終了後、選考を行い、文書により各申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

【実績報告書の提出】

- (1) 補助事業終了後14日以内に実績報告書を担当の経営支援員を通して、京都商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付（成果物見本や写真等）が必要です。その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。

※実績報告の際に申請時直近及び実績報告時の売上・利益の変化についてもご報告いただきます。

- (2) 京都商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【申請書提出先・問合せ先】

京都商工会議所 中小企業支援部の各ビジネスサポートデスクにご相談ください。

| | 管轄行政区 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|---------------------|------------------------------|--------------|
| ビジネスサポートデスク | 上京区、中京区、下京区、東山区、山科区 | 京都市下京区室町通東入 京都経済センター3階 | 075-341-9790 |
| 洛北ビジネスサポートデスク | 北区、左京区 | 京都市左京区下鴨高木町6 アトリエフォー 1階 | 075-701-0349 |
| 洛南ビジネスサポートデスク | 南区、伏見区 | 京都市伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル 1階 | 075-611-7085 |
| 洛西ビジネスサポートデスク | 右京区、西京区 | 京都市右京区西院異町13 西院くめマンション 1階 | 075-314-8771 |

※事業所のある行政区を担当する各ビジネスサポートデスクにご相談ください。